

令和元年度事業費補助金の見直し結果について

1. 趣旨

本市では、地方自治法第232条の2の規定に基づき、市民福祉の向上を効率的かつ効果的に促進するため、個人・団体等が実施する公益性のある事業や当該団体の運営費に対し補助金を交付してきた。

補助金については、性質上反対給付を求めない一方的な支出であり、多くは市税を財源としていることから、補助事業の公益性、必要性、補助に伴う効果等について、市民の十分な理解を得て、適正な交付を行うことが重要である。

また、社会経済情勢の変化はもとより、国家戦略特区の指定、成田空港の更なる機能強化等の本市をとりまく環境の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化していることから、一定の客観的な審査基準に基づき、補助事業の目的が市民ニーズと適合しているか定期的に検証する必要がある。

これまで本市では、行財政改革の一環として、平成12年度及び平成17年度に団体運営費補助金の見直しを行うとともに、毎年度の事務事業評価や実施計画のローリング、さらには予算査定において個別の見直しを実施してきた。平成29年度には、行政改革推進計画（平成28年度から平成30年度）の措置事項を着実に実践するため、団体運営費補助金の見直しのための方針及び基準を策定し、抜本的な見直しを行ったところである。

一方、事業費補助金については、平成12年度及び平成18年度に見直しを行っているが、10年以上見直しが行われていないことから、令和元年度に、事業費補助金の見直しのための方針及び基準を定め、改めて審査し、適正な交付となるよう、見直しを行った。

2. 見直しの対象

平成29年度に団体運営費補助金の見直しを行うに当たり、本市の補助金については、「団体運営費補助金」、「建設費補助金」及び「事業費補助金」の3つの区分に分類して整理することとした。

このうち、「団体運営費補助金」については、平成29年度に全体的な見直しを行っており、また、「建設費補助金」については、補助制度の創設に当たり、予算査定等の場において個別に議論していることから、今回の見直しの対象外とし、「事業費補助金」のみを見直しの対象とした。

3. 見直しの方針

次の2点の方針により、各補助金の見直しを行った。

(1) ゼロベースでの見直し

事業費補助金については、補助事業の創設に当たり、趣旨・目的等について整理しているが、時代の流れとともに、創設時の補助事業に係る社会経済情勢と大きく変化していることもあり、また、全体的な見直しから10年以上が経過していることから、各補助金について、維持継続・改善・縮小・廃止等の今後の方針をゼロベースで見直しを行った。

(2) 見直し期間の設定

補助事業の目的と市民ニーズが適合しているか定期的に検証するとともに、補助に伴う効果についても検証する必要があることから、事業費補助金については、3年を見直しのサイクルとし、その時点で改めて今後の方針を検討することとした。

4. 見直しの視点

公益性、必要性、妥当性、明確性、有効性の5項目の基本的な視点に基づき、各補助金の見直しを行った。

5. 見直しの手順

次の手順により、各補助金について見直しを行った。

- ① 事業費補助金調査票の作成（事業担当課）
- ② 財政課による書面審査及びヒアリング（1次査定）
- ③ 財政課・企画政策課・行政管理課による合同査定（2次査定）

6. 結果

各補助金の見直し結果については、次のとおりである。

区分	件数	補助額（千円）	
		令和2年度	令和元年度
廃止	2	—	234,902
縮小	3	1,459	1,900
改善	47	355,235	372,015
維持継続	147	2,604,865	2,592,646

7. その他

本市の補助金については、補助率を原則1/2として交付するものと整理したが、補助金交付の趣旨や目的に特殊な要素を含む一部の補助金については、その行政目的を達成するため、高率で補助することもやむを得ないものとして整理した。主な補助金は次のとおりである。

- ① 成田空港の騒音対策・環境対策に資する補助金
- ② 市民の安全・安心の確保に資する補助金
- ③ NARITAみらいプランにおいて、まちづくりの基本姿勢として掲げる、「若者や子育て世代に魅力のあるまちづくり」「医療・福祉の充実したまちづくり」に資する補助金
- ④ 公衆衛生の向上や、農村地域の排水処理を担う土地改良区の施設に対する、極めて公共性の高い補助金